

昭和区保健予防課 会計年度月額制業務補助員 募集要項

令和8年9月14日
昭和区保健福祉センター健康安全課

この募集要項を
ご覧になる方へ

昭和区保健予防課会計年度月額制業務補助員の募集は**年齢不問**です。意欲のある方の受験をお待ちしています。

1 勤務場所・採用予定人数・主な職務内容等

採用 予定 人数	主な職務内容等	勤務場所	勤務日・勤務時間	任用期間
1名	【任用直後】 パソコンによるデータ 入力、電話対応等の事務 補助、その他保健予防課 長の定める業務 【変更の範囲】 変更なし	【任用直後】 昭和区保健福祉センター 保健予防課 【変更の範囲】 変更なし	月曜日～金曜日の週5日 午前10時から午後5時 までの1日6時間（1時 間の休憩を除く）の週30 時間	令和8年11月1日から 令和9年3月31日まで

2 受験資格

次のすべての要件を満たす方

- （1）窓口や電話での基本的な応対ができる方
- （2）一般的なパソコン操作（ワード、エクセル、メール操作等）ができる方
- （3）次のいずれにも該当しない方
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
 - エ 平成11年改正前の民法の規程による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 申込み

（1）申込期間

令和8年9月14日（月）から令和8年9月28日（月）午後5時まで

（2）申込方法

インターネットにてお申込みください。郵送・持参による申込みはできません。

ア 以下の申込URL又は二次元コードから（L o G oフォームの「昭和区保健予防課会計年度月額制業務補助員申込フォーム」へ）アクセスしてください。

【申込URL】<https://logoform.jp/f/JL1jn>

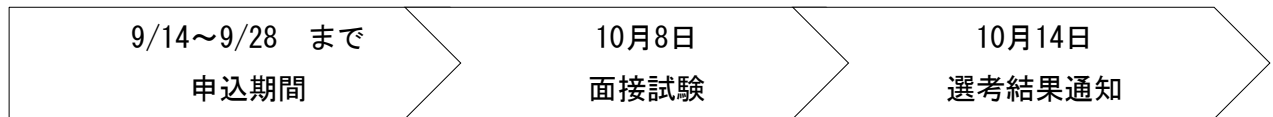


イ 画面の指示に従って必要項目を正しく入力し、令和8年9月28日（月）午後5時までに申込してください。

ウ 受験番号は申し込み完了後、申込時に登録いただいたメールアドレスあてに通知します。

4 選考の日程等

(1) 選考の流れ



(2) 面接試験

試験	日程	会場および試験内容	配点
面接試験	10/8（木）	昭和区保健福祉センターにて個別面接	100点満点

(3) 試験会場および集合時間

試験会場の詳細および集合時間については申込時に登録いただいたメールアドレスあてに通知します

(4) 選考結果の通知

選考結果は、令和8年10月14日（水）に郵送にて通知します。併せて本市公式ウェブサイト
に合格者の受験番号を掲載します。

(5) その他

電話等による可否に関する問い合わせには一切お答えしません。

5 合格から採用まで

(1) 採用後1月間は、条件付採用期間となります。

(2) 任用期間は、令和8年11月1日から令和9年3月31日までとなります。

(3) 受験資格がないことや申込書類に不正があることが判明した場合には、採用されないことがあります。

(4) 合格者は採用候補者名簿に登載され、欠員の状況などに応じて逐次採用されます。なお採用候補者名簿に登載された人がすべて採用されるとは限りません。また、採用候補者名簿の有効期限は、合格発表日から令和9年3月31日となります。

6 選考結果の開示

選考の成績については、名古屋市個人情報保護条例第9条の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示は閲覧により行います。

請求できる人	開示内容	請求期間	請求方法
選考 不合格者	順位 得点 合格基準点	選考の結果発表日からその翌月同日（ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日）まで ・午前9時～12時 ・午後1時～5時 （土・日・祝・振替休日を除く）	申込先において、運転免許証、旅券等の身分証明書（写真のあるもの）を提示してください。 なお、受験者本人ではなく代理人が閲覧する場合は、上記必要書類に加え、代理人の身分証明書の提示と、委任状（代理人住所氏名、受験者住所氏名、委任事項、作成年月日の記載があるもの）の提出が必要です。

※開示請求は受験者本人または代理人による申込先への来庁が必要です。また、電話・郵便等による請求は受け付けておりません。

※必要提示書類、提出書類に不足がある場合は開示できません。

※来庁の際は公共交通機関をご利用ください。（自家用車での来庁はご遠慮ください。）

7 勤務条件

報酬	月額 170,248 円（地域手当相当報酬を含む） 他に通勤手当に相当する費用弁償を支給（令和 8 年 9 月 14 日現在）
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）
休暇	年次休暇、忌引休暇等
社会保険	健康保険、厚生年金、雇用保険、労働者災害補償保険の適用あり

8 服務

地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。なお、会計年度任用職員（短時間勤務）は、営利企業等従事（兼業）を行うことができますが、以下に該当する場合は認められませんので留意してください。また、兼業を行う場合は、兼業先や従事内容を届出いただく必要があります。

（兼業が認められない場合）

ア 兼業を行うことによって職務の遂行に支障をきたす恐れがある場合（兼業先との所定勤務時間の合計が本市常勤職員の勤務時間を上回る場合など）

イ 兼業を行うことにより職務の公正を確保できなくなる恐れがある場合

ウ 兼業を行うことによって名古屋市の信用を損なう恐れがある場合

9 個人情報の取扱い

採用選考に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用選考において取得した個人情報は、採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

〈問合せ先〉 昭和区保健福祉センター健康安全課 担当：兼原
名古屋市昭和区阿由知通 3 丁目 19 番地（昭和区役所 5 階）
Tel:052-735-3954 Fax:052-731-0957
お問い合わせは、月曜日から金曜日（祝日及び振替休日を除く）の
午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 5 時まで